

ノ條件ヲ以テ該條約ニ加入スルコトヲ承諾可致
候右回答旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ
敬意ヲ表シ候敬具

明治三十年三月十六日

外務大臣伯爵大隈重信

英國公使

カー、アーネスト、サトウ閣下



外務大臣上奏英國殖民地、クオインズランド、カ
日英通商航海條約ニ條件ヲ附シテ加入ス
ルコトヲ規定シタル議定書調印濟ノ件
右謹テ奏ス

明治三十年三月十八日

内閣總理大臣伯爵松方正義

外乙二八

明治三十年三月十七日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長



外務大臣上奏英國殖民地「ク井ンスラシド」カ
日英通商航海條約ニ條件ヲ附シテ加入ス
ルコトヲ規定シタル議定書調印濟ノ件

秘送第三二號

本月四日附批第一号ニ基キ英國領地
「クサニスラ」ニドガ明治二十七年七月十六日締結
ノ日英通商航海條約ニ條件ヲ附シテ加入
スルコトヲ規定シタル議定書本日本大臣ト在
本邦英國公使ト間ニ行テ締結調印
致及テ付別紙ノ通上奏致及テ付可
以取付相成交此段申進セ也
明治三十年三月十六日

外務大臣伯耆之隈



内閣總理大臣伯耆松方正義殿

二三八

英國殖民地「クギンストランド」が明治二十七年七月十六日締結ノ日英通商航海條約ニ條件ヲ附シテ加入ノ件及未ダ該條約ニ加入セサル殖民地ニ對シテモ「クギンストランド」ト同様ノ條件ニテ該條約ニ加入スルコトヲ承諾スヘキ件ニ付曩ニ閣議決定内閣ヨリ上奏相成候ニ付右「クギンストランド」が該條約ニ加入スルコトヲ規定シタル議定書別紙ノ通本日臣重信ト在本邦英國特命全權公使「サー、アーンスト、メーソン、

カトウトノ間ニ締結調印仕候間此段謹テ
奏ス

明治三十年三月十六日

外務大臣伯爵大隈重信



大不列顛國皇帝陛下ノ殖民地「クギンストランド」
ハ本日正式ニ依リ明治二十七年七月十六日倫敦
ニ於テ調印シタル日英通商航海條約第十九
條ノ規定ニ從ヒ該條約ニ加盟シタリ因テ下ニ記
名スル所ノ日本國皇帝陛下ノ外務大臣及大不
列顛國皇帝陛下ノ特命全權公使ハ各其ノ
政府ノ命ヲ受ケ左ノ事項ヲ約定セリ
第一前記條約第一條及第三條ニ掲載スル
所ノ規定ハ日本國若ハ「クギンストランド」殖民地ニ

於テ商業、勞働者及工匠ノ移住又ハ警察
並ニ公安ニ關シ現ニ實施セラレ又ハ將來制定
セラルヘキ法律、勅令及規則ニ對シ何等ノ影
響ヲ及ホスコトナカルヘシ

第二該條約ハ日本國ト「クギンランド」殖民地
トノ間ニ於テハ其ノ一方ヨリ他ノ一方ヘ之ヲ終了
セント欲スル旨ノ通知ヲ為シタル日ヨリ十二月
ノ後ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

右證據トシテ下名ハ本議定書ニ記名調印
スルモノナリ

明治三十年三月十六日東京ニ於テ作ル

大隈重信印

アー子スト、サトウ印